

安芸太田町上下水道料金審議会 (第3回)

日時：令和7年12月5日（金）14：00～

場所：安芸太田町役場 2階 大集会室

次第

1. 前回の提案

- (1) 前回の提案
- (2) 主な意見
- (3) 意見に対する考え方

2. 水道料金の改定

- (1) 基本的な考え方
- (2) 料金設定の前提
- (3) 料金改定案

3. 改定に向けたスケジュール

1. 前回の提案

(1) 前回の提案

水道事業の経営状況を示す重要な指標でもある「料金回収率」を60%（簡易水道事業の全国平均58.3%）に維持することを目標に、今後10年間において、引き上げ額の目安を1,200円/月（13mm：20m³使用）とし、なお生じる不足額については基準外繰入れにより補填することとしてはどうか。

また、この場合、料金の引き上げが利用者にとって急激な負担増加とならないよう、段階的に新料金へ移行することとし、概ね5年を一区切りとして、2回に分けて引き上げてはどうか。

(2) 主な意見

- ①水道料金の請求を年金支給月と合わせてはどうか
- ②基本水量を変更した試算も行ってはどうか
- ③料金改定の回数が増えることで必要となる費用を
含めて改定回数を考えてはどうか
- ④基本料金と超過料金の設定にあたっては使用水量
の少ない人へ配慮することも必要ではないか

(3) 意見に対する考え方

①水道料金の請求を年金支給月と合わせてはどうか

現在、水道料金は2か月に一度、偶数月に検針を行い、翌奇数月に請求しており、請求月を変更する場合は、検針日の設定に伴うシステムの変更、帳票等のフォーマットの修正など、関連業務の見直しや新たなコストが必要となる。

一方で、現状の水道料金の収納率は99.6%（令和6年度）と高く、長年の運用実態を通じて、町民もそのサイクルに順応して支払い忘れがなく高い収納率が維持されているものと考えている。

このため、長年続いている奇数月請求が町民に浸透していることを勘案し、今回の料金改定では、**請求する時期の変更は行わないこととする。**

②基本水量を変更した試算も行ってはどうか

現在、基本水量は $10m^3$ /月で設定している。

基本水量は、公衆衛生の観点から生活用水を使いやさしいようにと設定されているものであるが、使用者の公平性を保つ観点から、近年、他の水道事業体においては、基本水量を廃止、又は少なくする傾向にある。

現状（令和6年度実績）において、本町の一人暮らしの平均使用水量は、 $10.9m^3$ /月（13mm）、 $10.6m^3$ /月（20mm）であり、基本水量を基本料金に含めることで低廉な価格で提供できる料金体系と言える。

こうした実情を踏まえ、今回の料金改定では**基本水量 $10m^3$ /月を据え置くこととする。**

③料金改定の回数が増えることで必要となる費用を含めて改定回数を考えてはどうか

料金改定の回数が増えることで必要となる費用と給水収益の減少の双方を踏まえ、この度は**10年間で2回に分けて料金を引き上げることとする。**

改定回数	費用 (システム改修費)	収益 (給水収益)
1回	1,000千円 (±0千円)	894,000千円 (±0千円)
2回	2,000千円 (+1,000千円)	829,000千円 (▲65,000千円)
3回	3,000千円 (+2,000千円)	816,000千円 (▲78,000千円)

④基本料金と超過料金の設定にあたっては使用水量の少ない人へ配慮することも必要ではないか

基本水量10m³を基本料金に含めることにより使用水量の少ない人へ配慮する。

また、主に家庭用である小口径（13mmと20mm）の使用者は全体の9割以上であり、使用水量の少ない人の実情に配慮し、超過料金の上昇幅に比べ、基本料金の上昇幅ができるだけ小さくなるよう調整する。

2. 水道料金の改定

(1) 基本的な考え方

主に家庭用である小口径（13mmと20mm）の使用者は全体の9割以上であり、使用水量の少ない人の実情に配慮し、超過料金の上昇幅に比べ基本料金の上昇幅ができるだけ小さくなるよう調整する。

なお、大口径の使用者については、一度に使用できる水量が小口径に比べ大きくなることから、水道施設に対する負担も大きくなることなどを踏まえ、一定の負担増加をお願いすることとする。

(2) 料金改定の前提

- ①基本水量 $10\text{m}^3/\text{月}$ は据え置く
- ②今後10年間において、引き上げ額の目安を $1,200\text{円}/\text{月}$
($13\text{mm} : 20\text{m}^3$ 使用) とする
- ③料金の引き上げは2回に分け、1回で 600円 程度で設定する
- ④基本料金と超過料金の配分は、使用水量の少ない人へ配慮する

(3) 料金改定案

① 20m³使用で試算した場合

口径	主な施設	割合	基本料金		超過料金		20m ³ /月使用の場合	
			現状	改定案	現状	改定案	現状	改定案
13mm	住宅 等	75.4% (1,948件)	1,444円	1,540円	165円	209円	3,094円	3,630円 (536円up)
20mm	住宅 等	18.1% (468件)	1,497円	1,837円			3,147円	3,927円 (780円up)
25mm	2世帯住宅 事業所 等	3.3% (87件)	1,507円	2,145円			3,157円	4,235円 (1,078円up)
40mm	事業所 学校 等	2.0% (53件)	1,622円	3,564円			3,272円	5,654円 (2,382円up)
50mm	医療機関、学校 公共施設 等	0.9% (23件)	2,639円	4,972円			4,289円	7,062円 (2,773円up)
75mm	医療機関、 公共施設 等	0.2% (5件)	3,791円	10,241円			5,441円	12,331円 (6,890円up)

※割合は令和7年3月末時点
※金額は税込

※基本料金 1か月当たり（基本水量10m³を含む）
※超過料金 1か月10m³を超えた1m³当たりの単価

② 平均使用水量で試算した場合

口径	主な施設	割合	基本料金		超過料金		月当たり平均使用水量の場合		
			現状	改定案	現状	改定案	平均使用量	現状	改定案
13mm	住宅 等	75.4% (1,948件)	1,444円	1,540円	165円	209円	13m ³	1,939円	2,167円 (228円up)
20mm	住宅 等	18.1% (468件)	1,497円	1,837円			15m ³	2,322円	2,882円 (560円up)
25mm	2世帯住宅 事業所 等	3.3% (87件)	1,507円	2,145円			19m ³	2,992円	4,026円 (1,034円up)
40mm	事業所 学校 等	2.0% (53件)	1,622円	3,564円			42m ³	6,902円	10,252円 (3,350円up)
50mm	医療機関、学校 公共施設 等	0.9% (23件)	2,639円	4,972円			157m ³	26,894円	35,695円 (8,801円up)
75mm	医療機関、 公共施設 等	0.2% (5件)	3,791円	10,241円			167m ³	29,696円	43,054円 (13,358円up)

※割合は令和7年3月末時点
※金額は税込

※基本料金 1か月当たり（基本水量10m³を含む）
※超過料金 1か月10m³を超えた1m³当たりの単価

3. 改定に向けたスケジュール

改定に向けたスケジュール

できるだけ早い時期に改定することが必要と考えられるが、水道使用者への十分な周知期間を確保するため、**令和8年秋（10月検針分）からの改定**を目途に今後、準備を進める。

内容	令和7年度		令和8年度		備考
	1月～3月	4月～6月	7月～9月	10月～12月	
審議会	○答申				
料金改定	○条例改正			○新料金最初の検針（8/10～10/10）	
				○新料金最初の請求（11月）	
周知		町広報、町公式サイト等		→	

※2回目の料金改定は5年後となる令和13年度を予定とする。